

至誠館大学学長候補者選考委員会規程

第1条 この規程は、至誠館大学学長選考規程（以下「規程」という。）第3条第1項に規定する学長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 理事長は、規程第4条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、規程第5条第1項第2号及び第3号に掲げる委員を指名し、委員会を設置する。

第3条 委員会は、理事長に推薦する学長候補適任者の選考に当たっては、当該適任者の経歴（教育研究業績を含む。）等、規程第3条に掲げる基準による選考に必要とする資料を収集して、選考するものとする。

第4条 削除

第5条 委員会は、委員の4分の3以上の者の出席で成立する。

第6条 委員会の議事は、出席者の4分の3以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員会の審議過程において、委員が学長候補適任者の候補として推挙された際は、当該委員は、その身分を失う。

第8条 理事長は、委員に欠員が生じた際は、第2条に定める方法に準じ、委員を補充する。

第9条 委員会に幹事及び書記を置き、大学事務局長及び大学事務局総務課長をもって充てる。

第10条 削除

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制 定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成27年	4月	1日	(第2回改正)
	平成28年	6月	1日	(第3回改正)
	平成28年	11月	14日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)